

三浦市通所型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス 1	イ 通所型 サービス費 (独自)	事業対象者・要支援 1	1,672 単位	1,672	1月 につき	
A6	1112	通所型独自サービス 1 日割			55 単位	55	1日 につき	
A6	1121	通所型独自サービス 2		事業対象者・要支援 2	3,428 単位	3,428	1月 につき	
A6	1122	通所型独自サービス 2 日割			113 単位	113	1日 につき	
A6	1113	通所型独自サービス 1 回数		事業対象者・要支援 1 ※1月の中で全部で4回まで	384 単位	384	1回 につき	
A6	1123	通所型独自サービス 2 回数		事業対象者・要支援 2 ※1月の中で全部で5回から8回 まで	395 単位	395		
A6	8110	通所型独自サービス 中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			1月 につき
A6	8111	通所型独自サービス 中山間地域等加算日割	所定単位数の 5% 加算			1日 につき		
A6	8112	通所型独自サービス 中山間地域等加算回数	所定単位数の 5% 加算			1回 につき		
A6	6105	通所型独自サービス 同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援 1	376 単位減算	-376		
A6	6106	通所型独自サービス 同一建物減算 2		事業対象者・要支援 2	752 単位減算	-752		
A6	5010	通所型独自生活向上 グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算	100 単位加算	100	100	1月 につき	
A6	5002	通所型独自サービス 運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算	225 単位加算	225	225		
A6	6109	通所型独自サービス 若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算	240	240		
A6	6116	通所型独自サービス 栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50 単位加算	50	50		
A6	5003	通所型独自サービス 栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200 単位加算	200	200		
A6	5004	通所型独自サービス 口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算 (I)	150 単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス 口腔機能向上加算 II		(2) 口腔機能向上加算 (II)	160 単位加算	160		
A6	5006	通所型独自複数サービス 実施加算 I 1	チ 選 択的 サー ビス 複数 実施 加算	(1) 選択的サー ビス複数実施加算 (I)	運動器機能向上及び栄養改 善	480 単位加算		480
A6	5007	通所型独自複数サービス 実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機 能向上	480 単位加算		480
A6	5008	通所型独自複数サービス 実施加算 I 3		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480		
A6	5009	通所型独自複数サービス 実施加算 II		(2) 選択的サー ビス複数実施加算 (II)	運動器機能向上、栄養改善 及び口腔機能向上	700 単位加算	700	

A6	5005	通所型独自サービス事業所 評価加算	リ 事業所評価加算		120	単位加算	120		
A6	6011	通所型独自サービス 提供体制加算Ⅰ 1	ヌ サービス 提供体制強化 加算	(1) サービス 提供体制 強化加算 (Ⅰ)	事業対象者・要支援 1	88	単位加算	88	1月 につ き
A6	6012	通所型独自サービス 提供体制加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援 2	176	単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス 提供体制加算Ⅱ 1		(2) サービス 提供体制 強化加算 (Ⅱ)	事業対象者・要支援 1	72	単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス 提供体制加算Ⅱ 2			事業対象者・要支援 2	144	単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス 提供体制加算Ⅲ 1		(3) サービス 提供体制 強化加算 (Ⅲ)	事業対象者・要支援 1	24	単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス 提供体制加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援 2	48	単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 生活機能 向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)		100	単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ 1		(2) 生活機能 向上連携 加算(Ⅱ)		200	単位加算	200	
A6	4003	通所型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ 2			運動器機能向上加算を算定 している場合	100	単位加算	100	
A6	6200	通所型独自サービス 口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヲ 口腔・栄 養スクリー ニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) (6月に1回を限度)		20	単位加算	20	1回 につ き
A6	6201	通所型独自サービス 口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (6月に1回を限度)		5	単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス 科学的介護推進体制加算	ワ 科学的介護推進体制加算		40	単位加算	40		
A6	6100	通所型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員 処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 59/1000 加算		1月 につ き	
A6	6110	通所型独自サービス 処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス 処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 23/1000 加算			
A6	6113	通所型独自サービス 処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数 の 90% 加算			
A6	6115	通所型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数 の 80% 加算			
A6	6118	通所型独自サービス 特定処遇改善加算Ⅰ	ヨ 介護職員 等特定処遇改 善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)		所定単位数の 12/1000 加算			
A6	6119	通所型独自サービス 特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)		所定単位数の 10/1000 加算			
A6	6114	通所型独自サービス ベースアップ等支援加算	タ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型 サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,672 単位	定員超過の場合 × 70%	1,170	1月 につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超		事業対象者・要支援1	55 単位		39	1日 につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,428 単位		2,400	1月 につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超		事業対象者・要支援2	113 単位		79	1日 につき
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384 単位		269	1回 につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	395 単位		277	1回 につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型 サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,672 単位	看護・介護職員 が欠員の場合× 70%	1,170	1月 につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠		事業対象者・要支援1	55 単位		39	1日 につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,428 単位		2,400	1月 につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠		事業対象者・要支援2	113 単位		79	1日 につき
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384 単位		269	1回 につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	395 単位		277	1回 につき

- ※令和4年10月1日介護報酬改定による変更点を黄色にしています。
- ※令和4年10月1日現在で、三浦市では使用しないコードには色をつけています。
- ※「1回につき」のコードは、平成30年4月サービス提供分以降について使用できます。平成30年3月サービス提供分までについて使用しないでください。